

業務仕様書

2023-2024 年度トルクメニスタン国別研修「供給・使用表の作成と統計整備手法」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下「JICA 東京」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書(様式 1)の提出を公募します。

本研修は、2023 年度から開始するもので、目的は、旧ソ連から独立した CIS 諸国であるトルクメニスタンを対象に、供給・使用表(SUT)作成と統計整備手法について講義や日本の事例の紹介、日本側省庁の担当者との意見交換などを通じて理解を深めることであり、十分な知識と統計作成能力をもつコアとなる人材を育成し、精度の高い統計情報の公開を図ることを上位目標としています。研修参加者は、トルクメニスタン国家統計委員会職員を想定しており、研修内容は、供給・使用表(SUT)作成、GDP とマネーサプライとの相関、農業、投資、商業及び社会統計等の指標算出、サービス業に係る標本調査の実施手法・調査票作成などが扱われます。

本業務の遂行にあたっては、株式会社ロシア・ユーラシア政治経済ビジネス研究所(以下「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

研修の対象国であるトルクメニスタンは、天然ガスの輸出により経済自体は一人当たり GDP1万ドルを超すなど経済成長が進んでいますが、その一方で権威主義的で国際的に孤立した政治体制であることもあり、政治経済は旧ソ連の制度をそのまま残しています。従って、市場経済を前提とした我が国の統計制度と大きく異なっています。本研修の実施にあたっては、同国の政治経済やビジネスの実情を十分理解した上で講義や視察内容を手配していく必要があります。

特定者は、長年の中央アジアの政治経済に関する研究実績を有し、特にトルクメニスタンの経済やビジネス、金融、同国への投資、経済統計の実情について精通し、CIS 諸国と関連の深い行政機関や経済界などとの広範なネットワークを有しています。特に所長兼代表取締役の隈部兼作氏は、ロシア科学アカデミー中央経済数理研究所客員上席主任研究員、一橋大学経済研究所客員教授などを歴任し、ロシア経

済圏における経済統計についての経験・知識を豊富に有しています。従って、本研修講義内容として取り組むための講師や視察先選定および本研修の進行監理としての手配・調整を円滑に行うことが出来ると想定されます。

特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 業務名：

2023-2024 年度トルクメニスタン国別研修「供給・使用表の作成と統計整備手法」に係る研修委託契約

(2) 案件概要：

「研修委託業務概要」(案)(別紙3)のとおり

(3) 研修コース実施期間(2023 年度)：(来日研修を予定)

2023 年 11 月 27 日から 2023 年 12 月 11 日まで(予定)

※研修講師の来日状況により、研修時期が 2024 年 1 月～2 月に変更となる可能性有り。

(4) 契約履行期間(2023 年度)：

2023 年 10 月初旬から 2024 年 2 月下旬(予定)

2024 年度の実施時期未定。

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

※2024 年度の研修実施期間については今年度と同程度とする。ただし研修時期については状況により変更となる可能性もあり、受託者と協議の上決定する。

2. 応募資格

(1) 基本的要件：

1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。

2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加

意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

1. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
2. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
3. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
4. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
5. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
6. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
7. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

を有している。

8. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

1. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
2. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
3. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
4. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」

第1条第1項に定義される金融分野)の事業者

・ 個人情報取扱事業者

(2)その他の要件:以下の経験・要件を有すること。

- ①案件受託上の条件として、2023年度案件を第1回目として受託し、2024年度まで計2回、本案件を受託可能であること。なお、2023年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024年度案件まで随意契約を行う予定である(但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。
- ②業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④放送関連のオンライン研修及び対面研修を実施した経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

| | | |
|-----------------|------|--|
| (1)参加意思確認申請書の提出 | 提出期間 | 2023年8月31日(木)正午まで |
| | 提出場所 | JICA 東京 産業開発・公共政策課 |
| | 提出書類 | 下記参照のこと。 |
| | 提出方法 | メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。 |

| | | |
|------------------|-------|--------------------|
| (2)審査結果の通知 | 通知日 | 2023年9月4日(月)に通知 |
| | 通知方法 | メール |
| (3)審査結果についての理由請求 | 請求場所 | JICA 東京 産業開発・公共政策課 |
| | 請求方法 | メール |
| | 請求締切日 | 2023年9月6日(水) |
| | 回答予定日 | 2023年9月11日(月) |
| | 回答方法 | メール |

提出書類:

1)参加意思確認書(様式 1)

2) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

3) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課（担当：酒井ひかり）

電話：03-3485-7635 Email: tictip@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式 1）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）の URL と同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3. (3)を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落

札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

(9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体の結成：認めません。

以上